

「ふるさと創生NPO活動応援事業実施要項」

1 趣旨

「公益財団法人おおいた共創基金（めじろん共創応援基金）」（以下「基金」という。）は、特定非営利活動法人並びに法人格のないボランティア団体及び市民活動団体並びに地域コミュニティ団体（以下「NPO団体」という。）が行う地域活性化又は地域の課題解決などふるさとの創生を推進する取組（以下「補助事業」という。）に対して、支援することにより、NPO団体の育成及び県民全体で支える地域社会の創生を目指す。

2 補助事業の対象となるNPO団体

以下の条件をすべて満たすNPO団体とする。

- (1) 大分県に事務所を置くNPO団体であること
- (2) 設立後1年以上の活動の実績を有すること
- (3) 平成27年度～令和元年度に県が実施した「地域を担うNPO協働モデル創出事業」を受託していないこと
- (4) おおいたNPO情報バンク「おんぼ」にて、★2つ以上を取得していること（応募締切までに取得できれば可）

3 補助事業の対象となる事業

以下の条件をすべて満たす事業とする。

- (1) 地域活性化又は地域の課題解決など、公益に寄与する事業であること
- (2) NPO団体自らが、活動資金を調達することを見据えた基盤の強化・環境整備にかかる事業であること
- (3) 補助期間終了後も継続して実施が見込める事業であること
- (4) 交付決定の日から同年度内の3月中旬までの間に実施される事業であること

4 補助対象経費及び補助率

この補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

5 応募の手続き

(1) 事業実施計画書の提出

本補助事業を希望する者は、事業実施計画書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、郵送または持参にて基金理事長に提出しなければならない。

なお、1団体につき1計画を上限とする。

また、添付書類を含む提出書類は原則として返却しない。

①事業計画書（第2号様式）

②収支予算書（第3号様式の1）

- ③誓約書（第4号様式）
- ④団体調書（第5号様式）
- ⑤直近の事業報告書及び活動計算書（収支計算書）
- ⑥定款又は団体の規約（又はそれに準ずるもの）
- ⑦ニュース類（活動内容が分かるもの）

（2）審査

審査要項により審査を行い、採択については、事業内定通知書（第10号様式）により通知する。

（3）事業採択にあたっての留意点

- ①コストが最小限になるよう配慮すること
- ②国又は県等の助成金の交付を受けない事業であること
- ③自己負担の確保が見込めること
- ④継続する3ヶ年度以内において、同一事業に対する継続補助を行う場合があるが、事業実施主体は毎年度申請を行い、前年度の活動実績を踏まえ改めて審査のうえ継続の可否を決定する
- ⑤継続補助を除き、過去に当該補助事業を採択された同じ団体の申請は、対象外とすること
- ⑥事業採択後、提出書類に虚偽の記載等があることが判明した場合は、採択を取り消すことができること
- ⑦事業の実施にあたっては、事業実施主体は、基金と協議・連携して実施すること

6 基金の支援内容

- （1）採択されたNPO団体は、基金と打ち合わせを行い、協議のうえで計画内容を一部変更する場合がある。
- （2）必要な場合は、アドバイザー等専門家による支援も可能。（但し、経費については、補助対象経費の中に含む）
- （3）事業の実施にあたっては、基金は、事業のスムーズな進行が図れるよう側面的な支援を行う。

7 補助事業の交付申請

- （1）補助金交付申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付し、基金理事長が別に定める期日までに郵送または持参にて基金理事長に提出しなければならない。
 - ① 事業計画書（第2号様式）
 - ② 収支予算書（第3号様式の2）
 - ③ その他基金理事長が必要と認める書類

- (2) 補助金交付申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

8 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（基金理事長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第7号様式）を基金理事長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第8号様式）を基金理事長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに基金理事長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、基金理事長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ基金理事長の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 基金理事長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その

収入の全部又は一部を基金に納付させることがあること。

(10) 7(2) ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

(11) 7(2) ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第9号様式)により速やかに基金理事長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(注) (1) が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

① 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

② 補助対象経費の20パーセント以内の増減(又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減)

9 補助金の交付決定の通知

基金理事長は、補助金交付申請を受けたときは、補助金交付決定通知書(第11号様式)により通知する。

10 補助金の交付方法

この補助金は、精算払の方法により交付する。

ただし、基金理事長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付する。

11 補助金の交付請求

補助金の交付決定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第12号様式)を基金理事長に提出しなければならない。

12 実績報告

実績報告は、補助事業実績報告書(第13号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月20日のいずれか早い期日までに基金理事長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(第14号様式)

(2) 収支精算書(第15号様式)

(3) 契約書又は見積書の写し

(4) 成果物及び取組状況等の写真等活動実績を明らかにする資料等

(5) 領収書又は請求書の写し

(6) 財産管理台帳の写し

(7) その他基金理事長が必要と認める書類

13 補助金の額の確定通知

基金理事長は、補助事業実績報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、補助事業の内容が適合であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（第16号様式）により通知する。

14 書類の提出部数等

この要項の規定により基金理事長に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要項の本則に定めのあるもののほか、別に基金理事長が定めるところによる。

別表

事業実施主体	科目	補助対象経費の内容	補助率
NPO 団体	賃金	事業を進める上で必要な人件費 (注) 事業費の20%以内とする	補助対象経費の 7/8以内かつ600 千円を上限とする (但し補助金の 額に1,000円 未満の端数が生 じた場合には、 これを切り捨てる ものとする)
	報償費	事業において招聘する専門家・講師等に対する謝金等	
	旅費	事業において招聘する専門家・講師等に対する旅費や事業を進める上で必要な交通費等	
	需用費	(消耗品費) 事業を進める上で必要な物品、事務用品、資料代等 (注) 単体で取得価格が5万円未満のもの	
		(印刷製本費) 事業を進める上で必要なパンフレット等の印刷代、会議資料印刷費等	
		(修繕費) 事業を進める上で必要な備品の修繕、部品の取替え等	
	役務費	通信運搬料、手数料、各種保険料等	
	委託料	ホームページ制作委託費等	
	使用料及び賃借料	会場使用料、機器・物品等の借上料、有料道路通行料、駐車場料等	
備品購入費	事業執行上必要な備品の購入に要する経費		

(注) 事業の実施に必要な最小限の経費とする。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、対象経費外とする。

- (1) 事業実施主体の運営経費
- (2) 特定の個人、企業の財産形成又は営利を主たる目的とするもの
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (4) 実施主体の内部の者に対する報償費
- (5) 食糧費
- (6) 出資・出捐・貸付及び不動産取得に要するもの
- (7) その他基金理事長が不相当と認めるもの

(第1号様式)

年度ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業実施計画書

第 年 月 日

公益財団法人おおいた共創基金
理 事 長

殿

住 所
名 称
代表者名

印

年度において、下記のとおりふるさと創生NPO活動応援事業を実施したいので、
関係書類を添えて提出します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の概要
- 3 補助事業の完了予定年月日

添付書類

- (1) 事業計画書 (第2号様式)
- (2) 収支予算書 (第3号様式)
- (3) 誓約書 (第4号様式)
- (4) その他理事長が必要と認める書類
 - ① 団体調書 (第5号様式)
 - ② 直近の事業報告書及び活動計算書 (収支計算書)
 - ③ 定款又は団体の規約 (又はそれに準ずるもの)
 - ④ ニュース類 (活動内容が分かるもの)

(第2号様式)

年度事業計画書

事業実施主体名	
事業名	
事業実施地域	
事業実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日
補助事業の目的	
補助事業の概要	※継続補助の意向がある場合は、次年度以降の事業内容についても記入
補助事業の効果	
補助事業の実現性	※自己資金の内容についても記入
補助事業の継続性	

(第3号様式の1)

年度収支予算書

1 収入

(単位：円)

項目	予算額	備考
補助金		事業費 $\times 7/8 = \leq 600,000$ ※1,000未満切り捨て
自己資金		
計 (①)		

2 支出

(単位：円)

項目	予算額	備考
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		消耗品 印刷製本費 修繕料
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
計 (②)		

(第3号様式の2)

年度収支予算書

1 収入

(単位：円)

項目	予算額	備考
補助金 (内県補助金) (内公益財団法人おおいた 共創基金補助金)		事業費 $\times 7/8 = \leq 600,000$ ※1,000未満切り捨て
自己資金		
計 (①)		

2 支出

(単位：円)

項目	予算額	備考
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		消耗品 印刷製本費 修繕料
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
計 (②)		

(第4号様式)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、公益財団法人おおいた共創基金と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等及び連携する団体の構成員は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

公益財団法人 おおいた共創基金 殿

[団体にあつては代表者所在地]

住 所 _____

団 体 名 _____

(ふりがな)

代表者氏名 _____ 印

代表者生年月日 _____ 年 月 日(男・女)

※公益財団法人おおいた共創基金では、大分県暴力団排除条例に基づき、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

(第5号様式)

年 月 日

団 体 調 書

名 称			
所 在 地	〒		
代表者職氏名	理事長 ○○ ○○○		
事業担当者 連絡先	氏 名		
	TEL	()	FAX ()
	e-mail		
設 立 年 月	年 月		
法人格取得日	年 月		日
目 的			
主な活動分野 (主要3分野)	・ ・ ・		
事務局員	人 (うち常勤職員数		人)
会 員 数	人		
財政規模	前年度決算額		千円
	今年度予算額		千円
主な活動実績 *企業や行政、他の NPO等と協働事 業を行った経験が ある場合は、その概 要も記載してくだ さい。	事業の名称	期 間	概 要

(第6号様式)

年度ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金交付申請書

第 年 月 日

公益財団法人おおいた共創基金
理事長

殿

住所
名称
代表者名

印

年度において、下記のとおりふるさと創生NPO活動応援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、ふるさと創生NPO活動応援事業実施要項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の概要
- 3 補助事業の完了予定年月日

添付書類

- (1) 事業計画書 (第2号様式)
- (2) 収支予算書 (第3号様式)
- (3) その他基金理事長が必要と認める書類

(第7号様式)

年度ふるさと創生NPO活動応援事業変更承認申請書

第 年 月 日 号

公益財団法人おおいた共創基金
理事長 殿

住 所
名 称
代表者名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度ふるさと創生NPO活動応援事業について、下記のとおり変更したいので承認される
よう、ふるさと創生NPO活動応援事業実施要項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更事項及びその内容

3 補助金の変更申請額

変更交付申請額	金	円
既交付決定額	金	円
変更による増減額	金	円

(備考)

以下、第6号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較
対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載するこ
と。

(第8号様式)

年度ふるさと創生NPO活動応援事業中止（廃止）承認申請書

第 年 月 日

公益財団法人おおいた共創基金
理事長 殿

住 所
名 称
代表者名

印

日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度ふるさと創生NPO活動応援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、ふるさと創生NPO活動応援事実施要項の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

(第9号様式)

年度ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

第 年 月 日 号

公益財団法人おおいた共創基金
理事長

殿

住 所
名 称
代表者名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度に係るふるさと創生NPO活動応援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額確定
したので、ふるさと創生NPO活動応援事業実施要項の規定により、下記のとおり報
告します。

記

1 補助金の額の確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 金 円

3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2)

5 その他

(1) 別紙を添付すること。

(2) その他参考となる書類

消費税確定申告書の写し及びその添付書類(補助金に係るもの)を添付すること。

別 紙

年度度ふるさと創生NPO活動応援事業補助金に係る
消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び地方消費税額 (A)	補 助 率 (B)	仕入に係る消費税等 仕入控除税額 (A×B)	備 考
円		円	

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

(第10号様式)

年度度ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業内定通知書

第 号
年 月 日

殿

公益財団法人おおいた共創基金
理 事 長

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度ふるさと創生
NPO活動応援事業費補助金事業実施計画書について、承認します。

つきましては、補助金交付申請書(第6号様式)に事業計画書(第2号様式)、収支
予算書(第3号様式の2)、その他基金理事長が必要と認める書類を添付して提出して
ください。

(第11号様式)

年度ふるさと創生NPO活動応援事業交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

公益財団法人おおいた共創基金
理 事 長

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度
ふるさと創生応援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したの
で、ふるさと創生応援事業実施要項（以下「要項」という。）の規定により、通知しま
す。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件 実施要項8の補助条件を転記

4 その他

3の補助条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全額又は一部を返還させることがある。

(注) 3の補助条件の(1)により補助事業変更承認申請書(第7号様式)に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請書」を「変更承認申請書」に「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をかつこ書で上段に記載すること。

(第12号様式)

年度ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

公益財団法人おおいた共創基金
理事長 殿

住 所
名 称
代表者名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
年度ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金 円を精算払（概算
払）の方法により交付されるよう、要項の規定により請求します。

記

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了予定 (完了)年月日	備 考
円	円	円	円 0	年 月 日	

【振込先】

金融機関名 () 銀行・信用金庫・信用組合
() 支店・出張所
預金種別 (普通・当座)
口座番号 ()
口座名義 ()
口座名義(カナ) ()

(第13号様式)

年度ふるさと創生NPO活動応援事業実績報告書

第 号
年 月 日

公益財団法人おおいた共創基金
理事長 殿

住 所
名 称
代表者名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
年度ふるさと創生NPO活動応援事業について、下記のとおり実施したので、要項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の概要

2 補助事業の効果

3 補助事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業実績書 (第14号様式)
- (2) 収支精算書 (第15号様式)
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 成果物及び取組状況等の写真等活動実績を明らかにする資料等
- (5) 領収書又は請求書の写し
- (6) 財産管理台帳の写し
- (7) その他基金理事長が必要と認める書類

(第14号様式)

年度事業実績書

事業実施主体名	
事業名	
事業実施地域	
事業実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日
補助事業の概要	※実施した事業内容について具体的に記載 ※継続補助の意向がある場合は、次年度以降の事業内容についても記入
補助事業の効果	※実施した事業によって地域にもたらした効果を具体的に記入
補助事業の継続性	※事業の継続見込みを具体的に記入

(第15号様式)

年度収支精算書

(1) 収入の部

(単位：円)

項目	精算額	予算額	増減	備考
補助金 (内県補助金) (内公益財団法人お おいた共創基金補助 金)				事業費 × 7/8 = ≤ 600,000 ※1,000未満切 り捨て
自己資金				
計				

(2) 支出の部

(単位：円)

項目	精算額	予算額	増減	備考
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				消耗品費 印刷製本費 修繕料
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
備品購入費				
計				

(第16号様式)

年度ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金の額の確定通知書

第 年 月 日
第 号

殿

公益財団法人おおいた共創基金
理 事 長

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度ふるさと創生NPO活動支援事業実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、交付額を金 円に確定したので、要項の規定により通知します。